

平成 28 年 6 月 6 日施行

平成 28 年 7 月 4 日改正

平成 29 年 6 月 5 日改正

静岡県交通基盤部発注工事における ICT 活用工事の推進に関する試行方針

第 1 ICT 活用を推進する工種

国土交通省における ICT の全面的な活用推進への取組状況を踏まえ、静岡県交通基盤部発注工事においては、以下のとおり「ICT 活用工事」の推進を図るものとする。

なお、運用にあたっては、別に定める「交通基盤部発注工事における ICT 活用工事の試行要領」により実施するものとする。

1-1 ICT 活用を推進する工種

静岡県交通基盤部発注工事における、下記の工種とする。

①土工（当該工種の ICT 活用工事を「ICT 土工」という。）

- ・河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工
- ・港湾土木の土工（補助事業、交付金事業は除く）

②舗装工（当該工種の ICT 活用工事を「ICT 舗装工」という。）

- ・舗装工、付帯道路工

③浚渫工（当該工種の ICT 活用工事を「ICT 浚渫工」という。）

- ・港湾浚渫工

なお、漁港事業及び土地改良事業については、今後も関係各機関等の動向を確認の上、ICT の推進が検討可能な場合に実施する。

第 2 実施体制

ICT 活用工事の推進にあたっては、静岡県交通基盤部が一体となって取り組む体制を整備し、ICT 活用工事の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、事務所へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

実施体制を整備するため、交通基盤部建設現場における生産性向上推進会議及びふじのくに i-Construction 推進支援協議会を設置する。

第 3 ICT 土工の推進を図るための措置

3-1 ICT 活用工事

ICT 活用工事とは、以下に示す全ての施工プロセスにおいて ICT を全面的に活用する工事である。ただし、舗装工は、③は実施の有無を選択可能とする。

【土工・舗装工の施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元施工用データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

【浚渫工の施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ 3次元出来形管理等の施工管理
- ④ 3次元データの納品

3-2 実施手続及び必要な経費の計上

静岡県発注工事においては、原則的に、公告時に別途定める特記仕様書を添付し、ICT活用工事の適用対象とすることを明示する。契約後に、受注者からの協議を受けてICT活用工事を実施する。

ICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、必要な経費を計上する。

3-3 工事成績評定における評価

ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点評価するものとする。

第4 ICT活用の推進のための当面の留意点

ICT活用の推進にあたって、受注者が円滑にICT活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT活用の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

4-2 研修等の実施

関係者が一体となってICT活用工事の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。